

○小樽市後援の承認等に関する要綱

制 定 平成25年3月22日市長決裁
改 正 平成31年3月25日部長決裁
令和5年9月27日部長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、市長に対し、各種大会、催事等（以下「事業」という。）の開催に当たって後援の依頼があった場合に、その承認又は不承認についての基準等を定め、もってその公平性及び透明性を確保することを目的とする。

(後援の定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、事業の趣旨に賛同し、その開催を名義使用及び市民への周知の協力等により援助することをいい、金銭の支援は行わないものとする。

(後援を依頼することができる者)

第3条 市長に後援を依頼することができる者は、団体に限るものとする。

(後援依頼手続)

第4条 市長に対し後援を依頼しようとする団体の代表者（以下「依頼者」という。）は、後援の承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

2 市長は、依頼者に対し、提出された書類の記載内容に不備があったときはその補正を求め、必要があると認めるときは申請書以外の関係書面の提出を求めることができるものとする。

(承認の要件)

第5条 後援の承認は、当該事業が公共性を有し、かつ、当該事業を後援することが市政の推進又は市民福祉の向上に寄与することが明らかである場合に限り行うものとする。

2 後援の承認は、次に掲げる事業に対しては行わない。

- (1) 政治活動や宗教活動を主たる目的として行われるもの
- (2) 法令又は公序良俗に反するもの
- (3) 営利活動を主たる目的とするもの。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (4) 開催地が市内ではないもの。ただし、特別の理由があると認められる場合は、この限りでない。
- (5) 法人組織等の恒常的な事業活動として行われるもの

(決定通知等)

第6条 市長は、後援の依頼があった場合において、承認の決定をしたときは後援承認決定通知書（様式第2号）により、承認しないことを決定したときは後援不承認決定通知書（様式第3号）により速やかに依頼者に通知するものとする。

2 市長は、後援を承認する場合において、必要な条件を付すことができる。

(承認の取消し)

第7条 市長は、申請書の提出に当たり虚偽があった場合、当該事業が第5条第2項各号に該当するものであることが判明した場合又は前条第2項に規定する条件に違反した場合は、後援の承認を取り消すものとし、後援承認取消通知書（様式第4号）により依頼者に通知するものとする。

(市長賞の交付等)

第8条 大会等における市長賞は賞状の交付とし、主催者を通じて顕彰すべき参加者に交付するものとする。なお、依頼者は、賞状の内容について事前に市と協議し、筆耕等は原則として依頼者側で行うものとする。

(市の免責)

第9条 事業の実施によって生じた事故等については、全て団体の責任において処理するものとし、市は、一切の責任を負わないものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に提出があった申請書に対する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月27日から施行する。